

4 今後のアスベスト環境対策に係る基本的考え方

3のアスベスト環境対策に関する課題に対する基本的な考え方について、建築物等の解体作業等にあたってアスベスト使用状況に関する事前調査結果の報告の義務付け、作業基準・敷地境界等基準の設定、及び作業実施計画・濃度測定計画等の届出制度の導入等の5つの対策を提言する。

(1) 事前調査結果の報告・保存制度の導入

前述の様々な課題を解決するため、まず、可能な限り解体作業等の対象となっている建築物等におけるアスベストの使用の状況を把握する必要がある。そのため、アスベストの使用状況に関する事前調査の実施及び結果の報告制度を導入すべきである。また、その導入にあたっては、例えば、アスベストの使用情報が含まれる建設リサイクル法に基づく届出制度を活用することが考えられる。

なお、アスベストの含有に関する事前調査を実施せず、その後の飛散防止対策を講じない事業者や、アスベストが含有されているにも関わらず事前調査結果の報告を行わない事業者の発生が懸念されることから、事前調査の結果について一定期間保存することを義務付けることなどにより、必要に応じ市が監視できる体制を構築すべきである。

(2) 作業基準・敷地境界等基準の設定

飛散性アスベスト建材については、大防法により作業の基準が定められ、適正な指導が実施されている一方、非飛散性アスベスト建材については、手引でのみ作業基準が定められている。適正な作業方法の周知、不適正な解体作業等を実施する事業者に対する指導の徹底を図るため、作業基準(建材の湿潤化、養生の実施等)を明確に設定すべきである。

また、周辺環境への飛散状況を把握するための判断基準として、敷地境界等の基準を設定する必要があるが、現在国において基準を検討中のため、その結論を踏まえ、対応を図ることが望ましい。

(3) 作業実施計画・濃度測定計画等の届出制度の導入

事前調査結果の報告を受けた解体作業等のうち、一定面積以上のアスベストが使用されている建築物等の解体作業等については、重点的に対策(指導)を講ずることが必要である。

そのため、飛散性アスベスト建材を使用する建築物等の解体作業等については、実施期間を一定程度要する使用面積の解体作業等に対し、作業中などにおけるアスベストの飛散状況に関する測定計画の提出及び測定の実施を求める必要がある。なお、その他のアスベスト建材の解体作業等についても、環境保全上必要と考えられる場合においては

濃度測定を実施させることができる制度とすることが望ましい。

また、非飛散性アスベスト建材を使用する建築物等の解体作業等については対象件数とその効果を勘案し、アスベストの使用面積が一定規模以上の解体作業等に作業実施計画の提出を求める必要がある。

さらに、解体作業等が適正に完了したか否かを把握する観点から、解体作業等が完了した旨についても報告書の提出を求める必要がある。

(4) 実効性の担保

制度の実効性を担保する観点から、立入検査の実施、一時停止命令、罰則規定、悪質な事業者の公表制度の設定など、ルールを守らなかった者に対するペナルティを課す制度を導入すべきである。

また、解体作業等の発注時、アスベスト環境対策に必要な費用が盛り込まれなければ、不適正な処理を行われる可能性があるため、これらを防止する制度設計とすべきである。

(5) アスベストに関する情報提供の充実

住民と事業者との間に信頼関係を構築できるよう、周辺住民に対し、アスベストの使用の有無などの情報を周知（掲示板設置や住民説明会の開催など）する制度を導入すべきである。

なお、(1) から (5) に示した基本的な考え方について、市の今後のアスベスト環境対策のイメージ図を参考として資料1に示す。

5 配慮事項

4の今後のアスベスト環境対策における基本的な考え方をもとに制度を設計する際は、次の点に配慮する必要がある。

(1) 規制に伴う社会全体の負担増加への配慮

飛散防止についてより効果的な対策を立案することにより、社会全体の負担が著しく大きくなる制度設計が必要である。

(2) 関係法令との調整

アスベスト対策は、既に国により大気汚染の防止や労働者の健康障害の予防の観点から、大防法及び石綿障害予防規則等により対策が講じられているが、新たに市独自の制度を設けるにあたっては、二重手続や重複内容による過度な負担を防止するため、これまでの国の制度の趣旨、手法等を十分勘案し、関係法令との調整を図る必要がある。

6 将来的な検討課題

4の今後のアスベスト環境対策における基本的な考え方では、課題を克服するために喫緊に取り組むべき対策の基本的考え方を示したが、将来的な検討課題についても言及する。

(1) 既存建築物等に含有するアスベストの把握に関する支援

アスベスト飛散防止のためには、所有者が建築物等の使用時においても、アスベストの使用の有無について把握していることが望ましい。そのため市は、情報発信の強化や所有者が使用の有無について確認する手法（簡易分析機器の貸出制度）などの支援策の充実についても課題として十分認識すべきである。

(2) 優良事業者等の認定制度の活用

アスベスト飛散防止対策に関する優良事業者等を認定し評価する制度は、事業者の技術力やモラルの向上につながり、アスベスト飛散防止の見地から非常に有効なため、その制度の活用について検討する必要がある。

7 まとめ

本答申は、現状の課題と考えられる建築物等の解体作業等に係るアスベスト飛散防止対策のうち、大防法による規制がない非飛散性アスベスト建材の除去工事についての対応を中心にとりまとめ、主に届出制、規制基準、それらの制度を担保するための立入検査及び罰則により構成されている。

今後、当審議会において審議された将来的な検討課題についても、引き続き検討を行いつつ、本答申で示した新たな対策方針に基づいて、より一層のアスベスト対策を進めていくことを切に期待する。

なお、川崎市におけるアスベスト対策は、本答申に基づいた制度設計によるもののほか、運用面における創意工夫をもって効果的に実施されたい。